

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

寄与分について

1 寄与分とは

寄与分は、被相続人の生前、相続人が「被相続人に対する扶養義務等に基づき通常期待される程度」を超える貢献(特別の寄与)をしたことにより、被相続人の遺産が維持又は増加した場合に、法定相続分を修正して、寄与した相続人が取得する財産額を増加させる制度です(民法904条の2)。相続人間の公平を図ることがその趣旨です。

2 寄与分の要件

寄与分が認められるためには、①相続人による特別の寄与行為、②被相続人の遺産の維持又は増加、③①と②との間の因果関係が必要です。

3 寄与行為の態様(類型)

上記①の特別の寄与行為の主な態様としては、次の5つがあります。

- (1) 被相続人が行う事業に関し、無償又は少額の報酬で、一定の期間、片手間ではできない労務を提供する行為(家業従事型)
- (2) 被相続人が療養看護を必要とする病状であり、近親者による療養看護が必要である状況で、無償又は少額の報酬で、一定の期間、片手間ではできない療養看護に従事する行為(療養看護型)
- (3) 不動産購入資金の援助や医療費・施設入所費の負担等、被相続人に対し金銭等を給付する行為(金銭等出資型)
- (4) 被相続人が扶養を必要とする状況で、扶養義務がないのに又は扶養義務の範囲を著しく超えて、無償又は少額の報酬で、一定の期間、被相続人を引き取って扶養する行為、あるいは、被相続人の扶養料を負担する行為(扶養型)

- (5) 被相続人の財産の管理を必要とする状況で、無償又は少額の報酬で、一定の期間、片手間ではできない財産を管理する行為(財産管理型)

裁判所に上記の各寄与行為を認めてもらうためには、その存在を裏付ける資料が必要になります。

4 寄与分の効果

寄与した相続人の相続分は、被相続人の遺産から寄与分の額を控除したものを遺産とみなして計算された相続分に、寄与分を加えた額とされます。

上記の寄与分の額は、次のように計算されます。

- (1) 家業従事型では、寄与相続人が得られたであろう給付額から生活費相当額を控除し、それに寄与の期間を乗じて計算します。
- (2) 療養看護型では、療養看護の報酬相当額(日当)に看護日数を乗じ、それに裁量割合を乗じて計算します。
- (3) 金銭等出資型では、給付した財産の価額(相続開始時の価額)に裁量割合を乗じて計算します。
- (4) 扶養型では、扶養のために負担した額に裁量割合を乗じて計算します。
- (5) 財産管理型では、第三者に委託した際の財産管理の報酬額に裁量割合を乗じて計算します。

5 遺留分との関係

寄与分は家庭裁判所の審判事項であることから、遺留分侵害額請求訴訟において、被告である寄与相続人が、寄与の事実を抗弁として遺留分侵害額の減少を主張することはできないとされています。

6 寄与分に関する民法改正

民法改正により、寄与分の主張時期の制限(民法904条の3)や、相続人ではない親族の特別寄与料制度(民法1050条)ができましたので、留意が必要です。